

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	柴原地区 (柴原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月14日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、大規模経営体は不在で、兼業農家の占める割合が高く、規模拡大を考えている農家は少ない。このため、10年先を見据えた時、リタイヤする農家が増加する懸念がある。後継者への円滑な経営継承を進めて行かなければいけない。水稻については、耕作放棄田を発生させないため、将来的には、地区内の水稻作業の持続可能な担い手の継承、人材の育成に取り組む必要がある。畑については、専業でピーマンを中心とした露地野菜による農業を営む農家があるものの、規模拡大を考えている農家は少ない。また、畜産業を廃業した農家もあり、耕作放棄地が発生していく懸念があり、持続可能な経営ができる作物等の選定が早急の課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻については、数年前から組織による共同化を進めてコスト低減を図っている組織があるが、今後も地区内で集落営農等の議論を重ね、地域内の水稻作業は地域でまとめて行う取り組みを検討し、集落で作業受委託できる体制を構築させていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内農地については、地域の担い手が積極的に借り受け、効率的な農業経営ができるよう努める。また空き農地は極力、隣接で耕作する者、又は認定農業者が土地利用の検討を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体で見直しを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
水田、一部地域(広戸地区)において、水路(河川)より圃場が低い場所にあり、大雨による水害、又は土砂等の侵入があり、さらには暗渠排水の効果が減少してきている。補助金等の助成があれば活用し、将来のため、持続可能な土地利用をするために、かさ上げ工事を検討する必要がある。同時に、一圃場の面積を拡大し区画整理を実施したい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域は兼業農家が多数占めており、今後も地域の農地については地域で守っていくことを基本とするため、兼業農家において円滑な経営継承ができるよう地域一体となって取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ外部農作業委託の取り組みは考えていない。地域内で農作業受委託作業組織を育成させていきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①近年、頻繁にイノシシが出没するため、一部地域において電気柵設置済み。設置後の維持管理も含め検証し、今後も地域において対策を検討する。
 ⑦水路清掃・農道草刈り・農道管理など高齢化が進む中、地域の若い世代を中心とした有志で保全・管理を行う体制を今後検討する。